

教職における多忙の構造と「学校における働き方改革」の展望

——新型コロナウイルス感染症への対応からの示唆——

高島裕美*

(名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科)

キーワード：教員，多忙，「学校における働き方改革」，新型コロナウイルス感染症，仕事の「無限定性」

1. 本稿の課題

1) 学校の現在 ——教職における慢性的な多忙と新型コロナウイルス感染症の影響

教員の慢性的な多忙が，現在問題となっている。

2013年に実施された TALIS（国際教員指導環境調査）では，日本の教員の1週間当たりの労働時間は53.9時間に上り，参加国平均の38.9時間を大幅に超過し，参加国中最長であることが明らかとなった（国立教育政策研究所 2014）。その5年後の2018年に実施された調査では，1週間当たり労働時間が小学校で54.4時間，中学校で56.0時間とさらに長時間化した（同 2020）。こうした結果に国内外の注目が集まったこともあり，2019年1月中央教育審議会が示した答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」をもとに，教職をめぐる危機的な状況に対し，ようやく政策としての取り組みが進められることとなった。これ以降，いわゆる「学校における働き方改革」は，各地でさまざまな施策として取り入れられているものの，その効果はまだ明確には表れてはいないように見える。2021年3月，人々に教職の魅力を伝えるねらいで企画された文部科学省による「#教師のバトン」プロジェクトが，図らずも，現場の教員からの労働環境の劣悪さや，日々の多忙や苦悩等の訴えが多数寄せられる機会になったという報道は記憶に新しいだろう。

こうした取り組みと時を同じくして，2020年2月から現在も続いている新型コロナウイルス感染症の拡大は，人々の暮らしと社会の仕組みを大きく変容させる契機となった。なかでも学校教育の分野においては，突然の休校措置への対応をはじめ，その後続くオンライン授業への対応や消毒等の子どもたちの感染防止対策など，これまでの学校・教員としての役割が一変するほどの影響が及んだと推察される。特にここ北海道では，2020年2月末の時点で，感染者数がすでに全国で最多（当時）の60人以上となったことから，他の自治体に先駆けて臨時休校¹の措置が取られ，結果，5月末までというおよそ3か月の間休校が継続した。その時系列的な流れは表1のとおりである。

この間学校現場を混乱させてきた新型コロナウイルス感染症への対策は，冒頭に提示した教職の慢性的な多忙という問題に対し，どのような影響を与えたのだろうか。新聞等，報道の多くは，教員の担当する業務が増加したという事実から，すなわち多忙が悪化したという結論を導いているように見える²が，その内実——教員に対し多忙感をもたらす仕組みについては，必ずしも明らかになっているわけではない。本稿では，北海道内の小・中学校に勤務する女性教員へのアンケート調査の結果をもとに，次の2点を課題として検討する。1点目は，感染対策等によって増大したと考えられる業務から，現在の学校における多忙の特徴を明らかにする。2点目として，教員たち自身が多忙感をもつ仕組みに注目し，多忙の解消への糸口を示したい。

* 責任著者

高島裕美 htakashima@nayoro.ac.jp

表1 北海道における臨時休校に関連する施策等の流れ(2020年2～6月まで)

| 月・日 | 内容 |
|--------|--|
| 2月25日 | 北海道知事、北海道教育委員会へ一斉休校を要請(期間:2/27～3/4) |
| 2月26日 | 北海道教育委員会、2/27～3/4の小中学校の休校を要請 |
| 2月27日 | 首相(当時、以下同)、全国の小中高校に3/2から春休みまでの臨時休校を要請 |
| 2月28日 | 北海道教育委員会、臨時休校を学年末まで延期 |
| | 北海道知事、「新型コロナウイルス緊急事態宣言」発表(3/19まで) |
| | 文部科学事務次官(通知)「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」 |
| 3月24日 | 文部科学事務次官(通知)「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」 |
| 4月6～7日 | 北海道内小中学校、新学期開始・登校再開 |
| 4月7日 | 首相、7都府県に「緊急事態宣言」発表 |
| 4月12日 | 北海道知事・札幌市長、「北海道・札幌市緊急共同宣言」札幌市内の市立小中学校、公立高校、近隣の高校を4/14～5/6まで臨時休校(道内各市町村でもその後休校措置) |
| 4月16日 | 首相、全国に対し「緊急事態宣言」(5/6まで) |
| 5月4日 | 首相、全国の「緊急事態宣言」延長(5/31まで) |
| | 北海道教育委員会、休校期間を延長(5/31まで) |
| 6月1日 | 学校再開、分散登校導入(6/12まで) |

以上、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室「これまでの主な対策等」、北海道教育委員会学校教育局健康・体育課「通知・事務連絡等 新型コロナウイルス感染症の通知等」を参考に、筆者作成。

2. 教職の多忙対策に関する政策等の確認と先行研究の到達点

1) 「学校における働き方改革」の方針

ここではまず、現在の「学校における働き方改革」の方針とその特徴について整理しよう。

冒頭でふれた2019年1月の中央教育審議会答申を受けて、同年3月18日付で、文部科学事務次官による「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」という各都道府県知事・教育委員会教育長宛宛通知が示された。その骨子は、以下の2点である。

- a) 労働時間の適正化：勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
- b) 教員の業務やその役割分担の見直し：学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

さらに同通知では、b)に関連して、「これまで学校・教師が担ってきた14の業務のあり方に関する考え方」として、教員の業務の分類が示されている(表2)。これが、学校および教員がこれまで担当していた業務を、教員以外の専門スタッフや外部人材に委託する際のおおよその基準となる。

「学校における働き方改革」の方針——教職の多忙の解消に向けて必要なこととは、教員の労働時間と業務量と、双方を縮減することだという認識があるということが確認できる。

表2 これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方

| | | | | | | |
|---|---|--|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 担学基 う校本 べき外 業がは 務 | ①登下校に関する 対応 | ②放課後から夜間などにおけ る見回り、児童生徒が補導さ れた時の対応 | ③学校徴収金の徴 収・管理 | ④地域ボランティア との連絡調整 | | |
| | ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校共同活動推 進員や地域ボランティア等が担うべき。 | | | | | |
| 業担必 う学校 必しの 要も業 の教務 な師だ いがが | ⑤調査・統計等へ の回答等 | ⑥児童生徒の休み時間にお ける対応 | ⑦校内清掃 | ⑧部活動 | | |
| | 事務職員等 | 輪番、地域ボランティア等 | 輪番、地域ボラン ティア等 | 部活動指導員 | | |
| ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教 師が顧問を担わざるを得ない実態。 | | | | | | |
| 業負教 務担師 軽の 減業 が務 可だ 能が な、 | ⑨給食時の対応 | ⑩授業準備 | ⑪学習評価や成績 処理 | ⑫学校行事の準 備・運営 | ⑬進路指導 | ⑭支援が必要な児 童生徒・家庭への 対応 |
| | 学級担任と栄養教 諭等との連携等 | 補助的業務へのサポ ースタッフの参画等 | 補助的業務へのサ ポートスタッフの参 画等 | 事務職員等との連 携、一部外部委託 等 | 事務職員や外部人 材との連携・協力 等 | 専門スタッフとの連 携・協力等 |

以上、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について
(平成31年3月8日付 各都道府県知事・教育委員会教育長宛
事務次官通知【概要】)」を参考に、筆者作成。

2) 北海道教育委員会の「学校における働き方改革」の特徴とその成果

次に、北海道内の施策を整理しよう。北海道教育委員会では、北海道内の「学校における働き方改革」を推進するため、その方向性を示した「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」を2018年3月に策定した(以下、「アクション・プラン1」と略記)。さらにその成果と課題を踏まえ、2021年3月には「北海道アクション・プラン(第2期)」(以下、「アクション・プラン2」と略記)が策定されている³⁾。

まず、2020年度までを取組期間とする「アクション・プラン1」の成果と課題については、以下の5点が示されている(北海道教育委員会 2021a : 1-6)。

- (a) 現アクション・プラン(※筆者注、「アクション・プラン1」を指す)に基づく取組の実施
 - ：指標① 部活動休養日を完全実施している部活動の割合
 - 指標② 変形労働時間制を活用している学校の割合
 - 指標③ 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合
 - 指標④ 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合
- (b) 出退勤管理システムの導入：客観的な勤務時間の把握、計測の実施
- (c) 教職員の時間外勤務等に係る実態調査の実施
- (d) 働き方改革手引き「Road」の作成
- (e) 推進校における実践研究の実施

次に、「アクション・プラン2」には、「教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた『時間外在校等時間』を1か月で45時間(1年単位の変形労働時間制⁴⁾を適用する場合は42時間)以内、1年間で360時間(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間)以内とする」という、労働時間の数値目標が具体的に示されている(同：7)。

これまでの成果にしても、今後の目標についても、そのほとんどが労働時間の短縮に関するものであるこ

とに気付くだろう。確かに、教職の多忙といえば、第一にその長時間過密労働が指摘されている。そしてその具体的な解決策として挙げられているのは、ノー残業デーの設定や、部活動休養日・学校閉庁日の設定などであり、いかに労働時間を短縮させるかという点に焦点化しているようにみえる。こうした傾向は北海道という地域に限ったことではない。その一方で注目したいのは、上で確認した「学校における働き方改革」の方針のうち、学校や教員が負っている業務それ自体を減らし役割分担を再考するという点については、ほとんど言及がないのである。この点に着目して、教職の多忙についての先行研究を追ってみよう。

3) 先行研究にみる教員の仕事への取り組み方の特徴

「学校における働き方改革」においては、労働時間の短縮だけでなく、教員の行うべき業務の見直しとアウトソーシングが方針のひとつとなっているにもかかわらず、なぜ、業務の削減にはなかなか手を付けられようとならないのだろうか。それには、教員の仕事への取り組み方の特徴が影響していると推測される。

いくつかの先行研究を紹介しよう。山本乃里子は、自身も教員という立場から、教職員の長時間過密労働について検討している。山本は、「とりわけ、若い世代の教職員や女性教職員にとって、妊娠・出産・育児・介護が、教職員として働き続けるうえで大きな不安要素となっている実態がある」と述べ（山本 2020: 50）、休暇を取りづらい、管理職に冷たい言葉を浴びせられた等の女性教職員の悲痛な訴えとともに、「業務量のあまりの多さに『権利を使いたくても使えない状況』（同: 51）があることを指摘する。山本はここで、「業務量のあまりの多さ」に言及してはいるものの、しかし、議論は、業務量の縮小には向かわない。山本が結論で主張するのは、2019年4月に全日本教職員組合、教組共闘連絡会、子どもの権利・教育・文化全国センター、民主教育研究所、全教常任弁護代団の各代表が呼びかけ人となって立ち上げた「せんせいふやそうキャンペーン」についてである。この名称のとおり、教職の多忙に対しては、業務量の縮減ではなく、教職員の数を増員することで対応すべきというロジックである。

こうした主張は、山本に限らず、教員一般にも支持されている。2つの調査の結果をみてみよう。1つは、山本の論文でも引用されている、厚生労働省・文部科学省の委託調査「平成29年度 過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究（教職員に関する調査）」である。このなかで、学校における過重勤務防止に向けて必要だと感じる取組として挙げられるのは、「教員（専科教員を含む）の増員」が78.5%で最も多く、次いで「学校行事の見直し」54.4%、「教員同士のコミュニケーション円滑化」が43.1%となっている（みずほ情報総研株式会社 2018: 204-210）。もう1つは、札幌市教育委員会学校教育部教職員課が2015年に行った「教員の勤務実態調査」である。時間外勤務等の縮減方法についてたずねた設問において、「人員増」と回答したのは全体の44.9%で最多、その後「校内組織・体制の見直し等（32.9%）」「日常業務の効率化・削減等（16.3%）」と続く。ちなみにこの結果は、前回（2007年実施）調査でも同様であったという（札幌市教育委員会 2015: 15-16）。

現場の教員たちが、教員の増員を望んでいるという事実が示すのは、教員たちは、一人あたりが担当する子どもの数をもっと少なくしたいと考えているということだ。学級担任を例にとれば、クラスサイズを小さくすることで、授業や生活指導、その他さまざまな関わりの質を落とさぬままに、従来ほどの長時間過密労働は解消されると期待できる。ここから想像できるのは、いかなる条件下にあっても子どもたちに対する働きかけのあり方は変えたくないという、教員の思いではないだろうか。

このように、学校・教員が担う業務の精査という議論が進まない背景には、仕事の役割や責任の範囲を線引きすることに対し、少なからぬ抵抗を感じてしまう教員のメンタリティがあることが推察される。それは、教員文化研究の分野で指摘されてきた、教育という仕事はどこまでやっても終わりがなくとする、仕事の「無限定性」と、そうした関わり方こそが教員としてのあるべき姿だとする「献身的教員像」を、教員たちは自

ら職業アイデンティティとしてきたという指摘とも合致する（久富 2003 など）。

しかし一方で、「人員増」が教職の多忙を解消する、というアイディアは明確に否定されてもいる。川上泰彦は、2016年に文科省が行った「教員勤務実態調査」の分析において、小中学校の両方で、担任する学級の規模は担任教員の勤務時間に影響するものの、規模を半分近くにまで縮小しても、勤務時間の短縮時間はわずか25分であるということを示し、たとえ大幅な教員の増員をおこなったとしても、現在の長時間過密労働を解消することは難しいと述べている（川上 2019）。川上が主張する多忙問題の解決の道筋は、「個々の自律性に基礎を置く献身的・無限定的な教職観に踏み込むような形で業務の捉え方を改める（教員の業務の「守備範囲」をよりはっきりさせる）ことや、雇用の条件を抜本的に改めることといった、働き方の前提にあたる部分を再考すること（同：188）」である。

このように、現在のところ「学校における働き方改革」においては、労働時間の短縮に焦点が当たっている。川上のいうように、改革を断行するためには、教員の仕事の「無限定性」にこそ、メスを入れていかなければならない時期に入っていると筆者も考えている。しかし、教員たち自身が、それを素直には受け入れがたい状況があるということは、見逃すことのできない実態なのではないだろうか。

以降では、筆者が実施したアンケート調査の結果から、コロナ禍において教員が経験した負担や業務の実際と、さまざまに制限が加えられたなかでの彼女らの業務への向き合い方を示してゆく。結論の先取りになるが、新型コロナウイルス感染症の流行と感染防止対策が学校にもたらしたものは、業務負担の増大だけではなく、学校・教員の役割の再考の機会であったようにも捉えられる。そこから、「学校における働き方改革」の成否のヒントを得ることができると筆者は考えている。

3. アンケート調査「コロナ禍による学校と子育て家庭への影響」の結果

1) 調査の概要

先の表2に示したとおり、2020年初頭に「上陸」した新型コロナウイルス感染症に対しては、目まぐるしくその対策が講じられ、それが学校現場にも次々と下りていった。2022年3月現在も、「第6波」といわれるピークのなか、北海道では、これまでにないペースで子どもたちへの感染が拡大している⁵。

そうした中で、学校そして教員たちは、どのような苦勞を抱えてこの時期を過ごしてきたのだろうか。調査の概要は、以下の表3のとおりである。

表3 アンケート調査「コロナ禍による学校と子育て家庭への影響」の概要

| | | |
|---------|--------------------------|---|
| 調査実施の時期 | 2021年8月 | |
| 調査の対象 | 石狩管内母と女性教職員の会会員(教職員、保護者) | |
| 調査の方法 | google formを利用したアンケート調査 | |
| 回答者の詳細 | 回答者数 | 13名 |
| | 回答者の属性 | すべて教職員 |
| | 勤務する学校 | 小学校10名、中学校3名 |
| | 職種等 | 学級担任9名(うち特別支援学級担任2名), 副担任1名, 通級指導教室担当2名, 担任なし1名 |

2) 調査の結果

(1) 2020年2月末からの休校期間中の業務負担

まず、2020年2月末の休校期間中に、普段の業務に加えて取り組んだこと、そこで感じた困難についての回答は以下のとおりである。

■ オンライン授業の準備が大変だった。また、課題を配布する方法や、生徒一人ひとりへの連絡など、初めてのことばかりだったので、何が最善なのか、戸惑うことばかりだった。 【中学校・1年生担任】

■ タブレット学習への対応として、新しい機器に慣れたり、教えたり、システムを作成したりすることに苦労しました。

【小学校・6年生担任】

オンラインあるいはオンデマンド授業の導入とそれにとまう切り替えへの対応が、教員にとって重い負担になったと同時に、これまでに経験したことのない「初めての」「新しい」業務だからこそ、その負担感はおおきかったことが想像できる。

■ 子どもたちの休校中の学習、卒業式等学校行事をどうやったらできるのか。 【小学校・特別支援学級担任】

■ 卒業生を何とか良い形で送り出したいということで、動画の編集などを行った。 【小学校・2年生担任】

■ 休校中の学習保障をどうするか。二週に一遍、クラスの半数が登校し、その際に課題を配布したり、メール配信で課題の指示などを出したりはしたが、やはり対面授業と同等にはいかなかった。もっとも大変だったのは休校期間中の高校受験。担任が個別に電話して励まして当日を迎えさせた。 【中学校・3年生副担任】

中学校教員の回答にあるように、受験の最中にあった中・高生そして中学校勤務の教員は、その対応に苦心したことが推察できる。また、これらの回答からわかるのは、学習の機会の保障だけでなく、それと、学校行事等に代表されるような子どもたちの経験の機会をも保障すること、その「両立」のために教員たちは苦労したと捉えられるのではないか。

■ 休校中の課題の作成、共働き家庭の子供の学校の預かり。 【小学校・1年生担任】

■ 学童も休みとなり、学校で学童在籍児童を預かることに。9時から15時ころまで、教諭が当番制で担当したが、感染対策のため学校の備品は図書も含め使用できず、子供たちに何をさせられるのか、全く決まっておらず、毎日どう過ごさせるかが苦労した。また教諭も感染対策で自宅待機者も多くなり、結果、学校近隣に住む教諭が多く当番に当たることになり、不公平感が増した。教頭も市教委からと現場からの板挟みで大変そうだった。

【小学校・5年生担任】

以上の回答にあるように、休校期間中、学校では、在籍する子どもたちの預かりを行っていた。学校が子どもたちを預かる場になっていたということ、また、預かりという業務を教員が担当していたということは、本来業務の範囲外であることから臨時的な対応として位置付けている。

これらの対応の制度的な根拠は、2020年3月2日文科科学省初等中等教育局長らによる「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」である。休校中に、保護者が不在で留守番が困難な子どものために、放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業の開所を依頼するとともに、その体制として、学校の教職員が「教職員の職務である教育活動等の一環として、各教育委員会等の職務命令に基づいて」（同：3）業務に携わることが可能であると示されている。一方で、次のような記載もある。

なお、学校の教職員については、学校が臨時休業中であっても様々な業務が想定される場所であり、例えば、学級を担任する教師にあっては、…略…当該学級の児童生徒への連絡や家庭訪問など、通常では行わない業務等があるため放課後児童クラブ等の活動に携わることが困難であることが一般的に想

定され、学級を担任する教師以外の教師、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等について各地域や学校の実情に応じて分担して放課後児童クラブ等を支援することが考えられるところであり、個々の教職員の業務負担を踏まえた上で、適切に御検討いただきたい。(同：4)

この記述にあるように、この時期、感染防止対策への動員と「働き方改革」の継続という2つの方針のもとに、学校現場は引き裂かれていたことが推察される。学級担任を含めた教職員全体が、「職務命令に基づいて」フレキシブルに配置され、自らの職務の専門性と離れた業務を担当することが容認されていたということもわかる。

(2) 現在の業務の負担と変化

こうした業務負担の増加に関連して、次にみてゆくのは、現在の担当している業務において、これまでと変化したことや追加されたことについてたずねた回答である。

- 毎日の検温シートチェック、マスク、手洗いなどは、生徒に定着している。給食当番の生徒の毎日の健康チェックや、暑い時期の部活動の、コロナ対策プラス熱中症対策、部活後なら活動場所の消毒などに毎日気を遣っている。
【中学校・3年生副担任】
- 感染対策。消毒、声かけはもちろん、学習内容も感染対策の視点で変更、改善が必要なため、毎日、知恵をしぼらなければならない。
【小学校・5年生担任】
- 放課後の校内消毒、登校時の混雑解消指導、道具や教室使用後の消毒、給食中の指導。
【小学校・特別支援学級担任】
- 毎日の消毒作業や感染防止策を練ること。
【小学校・通級指導教室担当】

感染対策のなかでも、特に消毒作業の徹底に苦労していることが分かる。これに関連して文部科学省が、この間学校に対し示した各種ガイドラインあるいはマニュアルの策定・改訂等の経緯をまとめたものが、以下の表4である。変更・修正や改訂を経るなかで、徐々に教員の業務の負担軽減という観点が示されるようになっていく。

表4 新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン・感染防止マニュアルの策定・改訂について

| 年 | 月・日 | 内容 | 改訂や修正等の履歴、内容 |
|------|--------|---|---|
| 2020 | 3月24日 | 文部科学事務次官(通知)「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」 | |
| | | 別添「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」 | |
| | | 別添「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」 | 4/1、4/7、4/17改訂、6/5パッケージに一本化 |
| | 5月22日 | 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課(事務連絡)「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～学校の新しい生活様式～」について | 6/16、8/6(通常の清掃活動の中でポイントを絞って消毒、児童生徒が行ってもよい、消毒作業への外部人材の活用)、9/3、12/3、2021/4/28(消毒の合理化＝教員の負担軽減)、5/14(追記)、5/28(一部修正)、11/22、12/10(一部修正) |
| | 6月5日 | 文部科学事務次官(通知)「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージについて」 | 2021/2/19改訂 |
| 2021 | 11月19日 | 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課(事務連絡)「新たな『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の決定について」 | 2022/1/7、1/19、1/25、2/3、2/10、2/18変更 |

以上、文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について 幼小中高・特別支援学校に関する情報」を参考に、筆者作成。

2021年8月、文部科学省は初等中等教育局長通知として、教員が本来業務に専念できるように「教員業務支援員」の配置を進めるよう示した⁶。その具体的な業務内容として、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、先に示した表2の「14の業務」に基づき、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応等が示されているのに加えて、コロナ禍にあつて教員らの新たな負担となつた消毒等の業務もまた、その業務の範囲に組み込まれることとなつた。2018年から着手されてきている事業ではあるが、2022年度はさらに配置を拡大すべく、人数として10,650人⁷の配置を目指している（文部科学省 2021）。

北海道教育委員会では、ホームページに「スクール・サポート・スタッフ」の配置が示されており、そこには「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校現場への人的支援と子どもたちの学びの保障等のため」と明記されている。その募集条件は以下の表5のとおりである。

表5 北海道教育委員会 スクール・サポート・スタッフの募集条件

| | |
|------|---|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・教室の喚起や消毒、家庭への配布物の印刷・帳合、子どもの健康観察のとりまとめやデータ入力、電話対応など、感染症対策のために増加した教員の各種業務をサポートします。 ・教員が児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できるよう、授業準備や採点業務の補助など教員が行う業務のうち、専門的な知識や技能を要しない業務を行います。 |
| 勤務箇所 | 道立学校（特別支援学校、中等教育学校）、市町村立学校（小学校、中学校、義務教育学校） ※札幌市立を除く |
| 勤務時間 | 週18時間の勤務を基本に、学校毎に決定します。 |
| 給与 | ・時給 897～1119円 ※職務経験等に応じて決定。 |
| | ・手当 通勤手当のほか、勤務時間に応じて期末手当が支給される場合があります。 |
| | ・社会保険 適用外 |
| 要件 | ・年齢や学歴は問いません。 |
| | ・教員免許等の資格は必要ありません。 |

以上、北海道教育委員会、2021「学習指導員、スクール・サポート・スタッフの募集について」を参考に、筆者作成。

先に、教員の仕事の「無限定性」について指摘した。こうした教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の導入は、コロナ禍が、教員の業務の線引きを促進した例のひとつといえるかもしれない。ただし、この表5にみるように、これらのスタッフは非正規雇用労働者である。彼ら・彼女らの労働条件にかかわる議論は本稿の主たる目的ではないので省略せざるを得ないが、こうした配置は、学校現場における非正規労働者の割合を拡大し、学校現場への適切な人材の確保の点において、新たな課題を引き起こす可能性もある。

また別の回答を紹介しよう。

- 子どもたちに思うような教育活動ができない。 【小学校・特別支援学級担任】
- 話し合いの活動に制限がかかる。話し合い活動は、子どもの知的好奇心を深める大切な方法の一つだと思いが……。 【中学校・1年生担任】
- 密を避けながらの授業づくりが大変です。できることが限られて困ってしまいます。 【小学校・6年生担任】
- 感染症対策と子どもたちの関わり合いをどう大切にすべきか。 【小学校・2年生担任】

これらは一見、ごく当たり前の回答のようにみえるが、「仕事の変化にともなう負担感」をたずねた回答として、自分自身の業務量が増えた／負担感が強くなったのではなく、子どもにとってどうか、という観点になっていることは注目に値する。業務——授業の形態や、学級での集団の作り方などが変化したことによって、少なからぬ影響が及ぼされるのは子どもの方である。子どもたちの学習活動を最善の状態に進めたい、子どもたちの満足度が最大となるような学習を保障したい、という教員の思いが表れていることがわかる。

(3) 勤務校の子どもたちにみられる変化 ——子どもたちへの思いとまなざし

上の分析をもう少し掘り下げてみたい。勤務校の子どもたちの様子で、回答者らが感じている変化についてたずねた設問への回答が次の3点である。

- マスクをすることで表情が見えない。表情が見えないことでわかり合えないことが多いと感じる。

【中学校・1年生担任】

- 楽しくなさそう。…我慢する時間が長く続いているので、休みを増やしたり、休み中の課題を無くしたり、負担を減らしてあげたい。

【小学校・4年生担任】

- その時に培いたかった力を行事が中止になることによって培われなかったり、力が弱かったりすることが気になり始めています。また、子どもたちも楽しみにしていたことが次々となくなってしまっただけで残念がっている様子も見受けられこちらも心が痛いと感ずます。また、マスクをし、声を出すことに制限をかけているせいか、あいさつの声が小さくなってきていることにも気になると感ずます。制限をしている分、大きな声でもあまり指導できないことにも子どもたちの元気で明るい声が聞けず少し寂しく思っています。

【小学校・6年生担任】

先の回答と同様に、これまで学校・教員が保障してきた子どもたちの学習そして生活に制限がかかってしまい、それらを十分に提供してあげられることができない、それによって子どもたちの育ちに影響が及んでしまう、子どもたちの豊かな生活・経験を保障できないということにこそ、不満や負担を感じていることがわかる。その根本にあるのは、子どもたちに対する指導や教育活動・教育課程の遂行というよりも、子どもたちへの強い共感と寄り添いである。

3) 調査結果のまとめ ——多忙や負担感の根源にあるもの

ここまでの結果をまとめると、1点目として、コロナ禍によって引き起こされた変化として、ICTを活用した授業実践、消毒作業をはじめとした感染対策の徹底、さらに休校期間中の学校での子どもの預かりなど、これまでになかった新たな業務は確実に増加し、それへの対応を迫られたことが大きな負担になっていることがわかった。しかし、徐々に「ガイドライン」「マニュアル」等の感染対策が示され、法制度が整備されるなかで、教員が負うべき仕事とそうではない仕事に線引きが行われ、結果として、「学校における働き方改革」のねらいである、教員の業務の精査とアウトソーシングが進むことも期待できる状況があることもわかった。冒頭でも述べたように、「コロナ禍によって教員はより多忙になった」という指摘は否定しようもないが、一方で、コロナ禍が、学校の役割や教員の業務を再考する機会となったという側面もあるのではないだろうか。次の回答に注目しよう。

- コロナのせいで、今までにやっていた会議や夜の集まりがなくなりました。しかし、業務に支障は無いように感じます。(一部の担当者が負担してくれているのかもしれませんが。)この機会に、減らせるものは減らして、創造的な活動を行う余裕を作ったら良いと感じています。

【小学校・4年生担任】

この回答からわかるように、これまで「当たり前」として行ってきた会議等の業務の数々が、次々に中止になる経験をとおして、教員たちは、「終わりが無い」と信じていた業務の、要／不要の精査の可能性に気付くことができたという面もある。現在もなお、学校行事やその他の教育活動が中止に追い込まれるなか、学校や教員の役割の精査が進むことが期待できるのではないだろうか。

また2点目として、アンケート調査の結果からみえてきたのは、教員の、多忙の感じ方の特徴である。回答からは、単なる業務量の増加や負担感の増大に苦痛を感じているのではなく、子どもたちの学校での生活全体、育ち全体を豊かにしたいという思いのもと、学習活動と安全管理（感染対策など）を「両立」させたのにも実現できないという側面に、不満を感じていることがわかった。この背景には、不自由な生活を強いられている子どもたちへの強い共感がある。こうした、子どもたちの生活全体に関与しそれを保障したいというメンタリティこそが日本の教員の特徴であり、また、多忙という問題の解決を難しくしているひとつの原因でもある。

4. 議論とまとめ —— 教職における多忙の解決の難しさ

以上のような分析をふまえ、改めて、教職の多忙という問題の解決の道筋について考えてみたい。

教職における多忙の根源にあるのは、「限られた資源（少ない人材）で、最適な教育活動（複層的な役割）を求める」という構造である。このいわば“無理難題”を解体できなければ、多忙を解決することは叶わないだろう。教員の仕事は「無限定」だとして、この“無理難題”を教員たちに受容させ、同僚らとともに耐えながら、何とか日々を乗り越えてきた過去の積み重ねが、現在のこの深刻な状況である。それかかんがみれば、こうしたやり方はすでに限界を迎えていることは明白である。しかし一方で、長時間過密労働を強いられてもなお、子どもたちへの共感をベースに、力の続くかぎり役割を拡大させてしまうのが、日本の教員の特徴でもあることは先にみたとおりである。彼ら・彼女らの働きがいに焦点を当てた場合、「学校における働き方改革」が、そう簡単に進むとは考え難い。

このジレンマについて、教員の役割の時系列的な変化を新聞記事から追った、ある先行研究からの示唆をもとに検討してみたい。

油布佐和子は、教職の多忙化の議論に対し、「教師の役割が拡大している」という指摘があることに対して、それを検証するべく、学校で起こった事故の新聞記事を分析することで、「教師役割の変化・拡大」の実相を示した。結論として示されたのは、「昭和40年頃＝1965年頃を境に、教師が役割遂行をする空間が学校の中に限定され、役割遂行をする時間も限定（明確化）されるようになった」（油布 2009：72）ということである。1960年代半ば以前は、学校は地域社会の一部であり、「校庭は一般の人の出入りもあるので」「サーカスや祭りが校庭で行われていた」。学校は、地域で暮らす人々が自由に行き交うだけでなく、地域の集会所としての役割をも果たしていたのだという。しかし、この時期を境に、教員が、学校内で児童・生徒の行動を監督する責任が明確化（同：77）されるようになる。具体的には、水泳指導の複数体制化や部活動のスケジュール管理、理科の実験の際には担当教員が必ず同席することなど、教員の役割が「（子どもに対する）管理・監督と指導に関する責任」として明確化していったのだという。これにより、教員の責任の範囲は学校内に限定されるようになった。

この結論は、今回の調査からみえてきた、学校・教員が負うべき業務の精査という議論に重ねて考えると、一見、それが成功しているように見える。しかし、油布が想定する帰結はそれとは異なる。教員としての責任の限定は、「教職の専門性の確立」のプロセスとして捉えられる（同：83）。しかし、専門職の名のもとに、教員という仕事の役割や責任が限定されてゆくことで、「教師と児童・生徒、あるいは教師と地域社会の人々の、人間的な多様な関係を、一元的な関係軸の上に、言い換えるならば『指導』と『責任』の所在をめぐつ

て、たとえば『管理—被管理』というような単純なコードのもとに集約することとなった」とし、「子どもとの全面的なかかわりにやりがいを感じている日本の教師にとって、果たしてそれがもっともよい方法なのか。役割の限定や業務の精選は、教職員と子どもとの関係を損なう可能性があるのではないかと問題を提起し、論は締めくくられる。油布が重視しているのは、教員の働きがいの尊重である。

先にみてきたとおり、日本では、多くの教員が、多忙の解消のために「役割を限定する」のではなく「人を増やす」という訴えをしていることも、油布の主張を裏付けるのではないだろうか。教員たちのこうした思いや訴えを無視し、やみくもに労働時間を制限したり、業務のアウトソーシングを制度化したりすることでこの改革を無理に進めようとするのは、教員の専門性の核を収奪し、彼ら・彼女らの働きがいを阻害するという結果に陥ってしまう可能性もある。

先に筆者は、現在の学校教育の状況を“無理難題”と表現したが、教員がやりがいをもって働き、かつ、業務の精査と役割・責任の限定を進め、長時間過密労働から脱することが、まさに無理難題なのかもしれない。しかし、これを克服しないことには、学校教育それ自体が立ち行かなくなってしまうだろう。現在の学校は、危機的な状況にある。教員のなり手不足は深刻であり、さらに、2000年代末頃から始まったベテラン教員の大量退職のピークを迎えていることから、「学校における働き方改革」を進めていかなくてはならない。その際に重要なことは、本稿の議論が示唆するように、教員たちの専門性と働きがいを尊重し、彼ら・彼女らの声を聴き取りながら慎重に進めてゆくことであろう。

注

- 1 文部科学省および北海道教育委員会の表記では「臨時休業」が正式なものであるが、本稿では「臨時休校」あるいは単に「休校」という表現を使用する。
- 2 『西日本新聞』（2020.7.12 付，7.19 付）など。
- 3 その取組期間は、2021年度から2023年度までの3年間となっている。
- 4 1か月を超え1年以内の期間を平均して1週間あたりの正規の勤務時間が38時間45分となること等を条件として、業務の繁閑に応じ勤務時間を配分することを認める制度。休日のいわゆる「まとめ取り」を促す制度として位置付いており、長期休業期間等において休日を中心して確保することを目的とする場合に限り、適用することとしている（文部科学省 2020）。繁閑の差が大きく、個人裁量の範囲が多いという教職の特徴から、取り入れやすい制度であるとして導入が目指されているが、一方で、休日以外の長時間労働を許容する危険性があるとして批判的な意見も多い。
- 5 『北海道新聞（電子版）』（2022.1.26 付）によると、札幌市を除く道内市町村立小学校中学校では、2022年2月17～23日までの1週間で、62校が学級閉鎖、20校が学校閉鎖を開始している。また、高校や道立学校は2月25日までに15校が臨時休業している。
- 6 2019年1月の中央教育審議会答申では、すでに、授業準備や成績処理等の補助として、スクール・サポート・スタッフの配置の必要性は指摘されてきた。「学校教育法施行規則」の改正にともない、具体的な職務内容を示すとともに、その役割を「教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する職員」（施行規則第65条の7）として規定されるに至った。
- 7 2022年度予算として、およそ45億円が計上されている。

引用文献・参考文献

- 中央教育審議会, 2019 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申) (第213号)」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm, 2022/03/05).
- 北海道教育委員会, 2018 「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」
(https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/7/3/4/9/4/_/H30AP%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf, 2020/03/06).
- 北海道教育委員会, 2021a 「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン (第2期) ～個の“気付き”とチームの“対話”, 地域との“協働”に満ちた学校づくりに向けて～」
([https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/7/3/4/8/8/_/02%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3\(%E7%AC%AC2%E6%9C%9F\)%E6%9C%AC%E4%BD%93_210616%E4%BF%AE%E6%AD%A3\(P14%E6%96%87%E8%A8%80\).pdf](https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/7/3/4/8/8/_/02%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3(%E7%AC%AC2%E6%9C%9F)%E6%9C%AC%E4%BD%93_210616%E4%BF%AE%E6%AD%A3(P14%E6%96%87%E8%A8%80).pdf), 2020/03/06).
- 北海道教育委員会, 2021b 「学習指導員, スクール・サポート・スタッフの募集について」
(https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/hatarakikata/shidouin_sukusapo.html, 2022/03/06).
- 北海道教育委員会学校教育局健康・体育課「通知・事務連絡等 新型コロナウイルス感染症の通知等」
(<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/a0002/b0001/>, 2022/03/06).
- 北海道新聞 (電子版), 2022年1月26日 「道内延べ214校が臨時休業 1人でも陽性なら学級閉鎖」 (<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/637820>, 2022/03/06).
- 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室「これまでの主な対策等」 (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/koronasengen.html>, 2022/03/06).
- 川上泰彦, 2019 「学校組織や教員キャリアにおける『多忙問題』(課題研究Ⅱ<<報告3>>)」『日本教育行学会年報』45, 186-189.
- 国立教育政策研究所, 2014 『教員環境の国際比較 OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) 2013年調査結果報告書』明石書店.
- 国立教育政策研究所, 2020 『教員環境の国際比較 OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) 2018 報告書 [第2巻] ——専門職としての教員と校長——』明石書店.
- 久富善之, 2003 『教員文化の日本的特性』多賀出版.
- みずほ情報総研株式会社, 2018 「平成29年度厚生労働省・文部科学省委託 過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業 報告書 (教職員に関する調査)」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000511980.pdf>, 2022/03/05).
- 文部科学省 (文部科学事務次官) 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について (通知) (平成31年3月18日)」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/1414502.htm, 2022/3/5).
- 文部科学省, 2021 「教員業務支援員について (令和3年9月27日)」
(https://www.mext.go.jp/content/20210927-mxt_zaimu-100002245_1.pdf, 2021/12/4).
- 文部科学省 (文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長・文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長) 「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について (依頼) (令和2年3月2日)」
(https://www.mext.go.jp/content/20200303-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf, 2022/03/06).
- 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係, 2020 「公立学校の教育職員における『休日のまとめ取り』のための1年単位の變形労働時間制 ～導入の手引き～」 (https://www.mext.go.jp/content/20210210-mxt_syoto01-100002245_01.pdf, 2022/03/06).
- 西日本新聞 (四宮 淳平、金沢 皓介), 2020年7月12日 「『やりがいって何』教員、綱渡りの日々 コロナで業務増大」

(<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/625485/>, 2021/12/04).

西日本新聞 (四宮 淳平、金沢 皓介), 2020年7月19日「消毒“自腹”切り作業も…業務増『対応は現場に丸投げ』教員は嘆き」(<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/627581/>, 2021/12/04).

札幌市教育委員会学校教育部教職員課, 2015「教員の勤務実態調査結果(平成27年2月実施)」

(<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/kyoshokuin/documents/kekka.pdf>, 2022/03/05).

山本乃里子, 2020「女性教職員の実態からみる教職員の長時間過密労働」『女性労働研究』64, 49-59.

油布佐和子, 1999「教師は何を期待されてきたか——教師役割の変化を追う」油布佐和子編, 2009『リーディングス日本の教育と社会⑮ 教師という仕事』71-85.

付記

本稿は, 2021年12月に実施した石狩管内母と女性教職員のつどい講演会(オンデマンドでの実施)の資料として作成したものを加筆・修正したものである。日々, 忙しく教育活動に取り組む中, 本調査にご協力くださった石狩管内母と女性教職員の会会員のみなさま, ならびに, 調査の実施を快諾してくださり, 配布にもご協力くださった委員の先生方に, 心より感謝の意を表します。